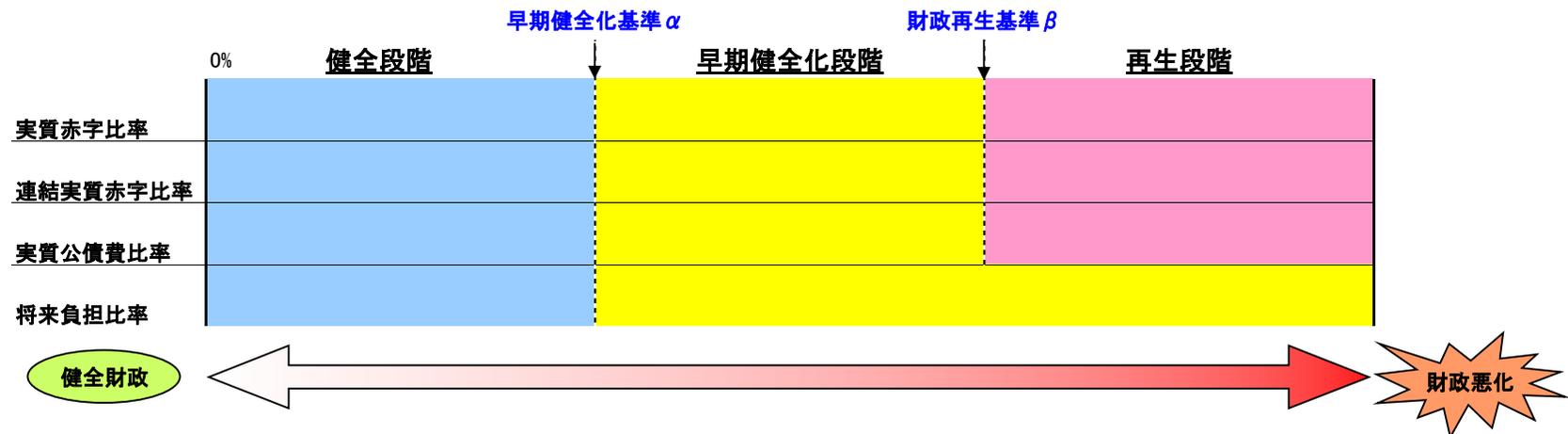


● 財政の早期健全化・財政の再生・公営企業の経営健全化基準の概要

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成19年6月15日に公布されました。この法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率(下記の4つの指標)の公表の制度を設け、その比率に応じて、地方公共団体が早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずること、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としています。

★ 財政の早期健全化・再生



上記の4つの指標のうち一つでも早期健全化基準を上回る場合には、財政の早期健全化のための計画(財政健全化計画)を定め、計画期間内にそれぞれの比率を早期健全化基準未満としなければなりません。また、実質赤字比率、連結実質公債費比率、実質公債費比率のいずれかが財政再生基準を上回る場合には、財政の再生のための計画(財政再生計画)を定め、計画期間内にそれぞれの比率を早期健全化基準未満としなければなりません。

★ 公営企業の経営健全化



資金不足比率が経営健全化基準を上回る場合には、公営企業の経営健全化のための計画を定め、計画期間内に比率を経営健全化基準未満としなければなりません。